

改正案	現行
<p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 六〇 GHz を超え六一 GHz 以下又は七六 GHz を超え七七 GHz 以下の周波数の電波を使用する無線標定業務の特定小電力無線局及び二四・二五 GHz 以上二九 GHz 未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局(施行規則第四条の四第二項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。)</p> <p>九 次に掲げる無線局については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能</p> <p>イ 三二二 MHz を超え三二五・二五 MHz 以下又は四三三・六七 MHz を超え四三四・一七 MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局</p> <p>ロ 小電力セキュリティシステムの無線局(施行規則第六条第四項第三号に規定する無線局をいう。以下同じ。)</p> <p>ハ 小電力データ通信システムの無線局(施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。)</p> <p>ニ 三・四 GHz 以上四・八 GHz 未満又は七・二五 GHz 以上一〇・二五 GHz 未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局</p> <p>十〜十二 (略)</p>	<p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 六〇 GHz を超え六一 GHz 以下又は七六 GHz を超え七七 GHz 以下の周波数の電波を使用する無線標定業務の特定小電力無線局については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能</p> <p>九 次に掲げる無線局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能</p> <p>イ 三二二 MHz を超え三二五・二五 MHz 以下又は四三三・六七 MHz を超え四三四・一七 MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局</p> <p>ロ 小電力セキュリティシステムの無線局(施行規則第六条第四項第三号に規定する無線局をいう。以下同じ。)</p> <p>ハ 小電力データ通信システムの無線局(施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。)</p> <p>ニ 施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局(以下「超広帯域無線システムの無線局」という。)</p> <p>十〜十二 (略)</p>
<p>(副次的に発する電波等の限度)</p> <p>第二十四条 (略)</p>	<p>(副次的に発する電波等の限度)</p> <p>第二十四条 (略)</p>

17 超広帯域無線システムの無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 三・四 GHz 以上四・八 GHz 未満又は七・二五 GHz 以上一〇・二五 GHz 未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

周波数帯	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力	
	三・四 GHz 以上四・八 GHz 未満の周波数の電波を使用するもの	七・二五 GHz 以上一〇・二五 GHz 未満の周波数の電波を使用するもの
一、六〇〇 MHz 未満	(一) 九〇デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。以下この表及び第二号の表において同じ。) 以下の値	
一、六〇〇 MHz 以上二、七〇〇 MHz 未満	(一) 八五デシベル以下の値	
二、七〇〇 MHz 以上三・四 GHz 未満	(一) 七〇デシベル以下の値	
三・四 GHz 以上四・八 GHz 未満	(一) 五四デシベル以下の値	(一) 七〇デシベル以下の値
	(一) 七〇デシベル以下の値	
四・八 GHz 以上七・二五 GHz 未満	(一) 七〇デシベル以下の値	
七・二五 GHz 以上一〇・二五 GHz 未満	(一) 七〇デシベル以下の値	(一) 五四デシベル以下の値
	(一) 五四デシベル以下の値	

17 超広帯域無線システムの無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度は、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

一 三・四 GHz 以上四・八 GHz 未満又は七・二五 GHz 以上一〇・二五 GHz 未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

周波数帯	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力	
	三・四 GHz 以上四・八 GHz 未満の周波数の電波を使用するもの	七・二五 GHz 以上一〇・二五 GHz 未満の周波数の電波を使用するもの
一、六〇〇 MHz 未満	(一) 九〇デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値	
一、六〇〇 MHz 以上二、七〇〇 MHz 未満	(一) 八五デシベル以下の値	
二、七〇〇 MHz 以上三・四 GHz 未満	(一) 七〇デシベル以下の値	
三・四 GHz 以上四・八 GHz 未満	(一) 五四デシベル以下の値	(一) 七〇デシベル以下の値
	(一) 七〇デシベル以下の値	
四・八 GHz 以上七・二五 GHz 未満	(一) 七〇デシベル以下の値	
七・二五 GHz 以上一〇・二五 GHz 未満	(一) 七〇デシベル以下の値	(一) 五四デシベル以下の値
	(一) 五四デシベル以下の値	

10.25 GHz 以上 10.6 GHz 未満	(一) 七〇デシベル以下の値
10.6 GHz 以上 10.7 GHz 未満	(一) 八五デシベル以下の値
10.7 GHz 以上 11.7 GHz 未満	(一) 七〇デシベル以下の値
11.7 GHz 以上 12.75 GHz 未満	(一) 八五デシベル以下の値
12.75 GHz 以上	(一) 七〇デシベル以下の値

11 12.4.25 GHz 以上 19 GHz 未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力
36.625 GHz 未満	(一) 五四デシベル以下の値
36.625 GHz 以上	(一) 四四デシベル以下の値

18 ～ 22 (略)

第四節の二十五 超広帯域無線システムの無線局の無線設備

第四十九条の二十七 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、3.4 GHz 以上 4.8 GHz 未満又は 7.25 GHz 以上 10.25 GHz 未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単信方式、複信方式又は半複信方式であること。
- 二 筐体は、容易に開けることができないものであること。
- 三 筐体の見やすい箇所に、屋内においてのみ電波の発射が可能である旨が表示されていること。
- 四 交流電源を使用していない無線設備については、交流電源を使用している無線設備からの信号を受信した後でなければ、電波を発射してはならない。
- 五 使用する周波数帯における空中線電力は、次の値をそれぞれ満たすこと。
 - イ 任意の1MHzの帯域幅における平均電力 (一) 四一・三デシベ

10.25 GHz 以上 10.6 GHz 未満	(一) 七〇デシベル以下の値
10.6 GHz 以上 10.7 GHz 未満	(一) 八五デシベル以下の値
10.7 GHz 以上 11.7 GHz 未満	(一) 七〇デシベル以下の値
11.7 GHz 以上 12.75 GHz 未満	(一) 八五デシベル以下の値
12.75 GHz 以上	(一) 七〇デシベル以下の値

18 ～ 22 (略)

第四節の二十五 超広帯域無線システムの無線局の無線設備

第四十九条の二十七 超広帯域無線システムの無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単信方式、複信方式又は半複信方式であること。
- 二 筐体は、容易に開けることができないものであること。
- 三 筐体の見やすい箇所に、屋内においてのみ電波の発射が可能である旨が表示されていること。
- 四 交流電源を使用していない無線設備については、交流電源を使用している無線設備からの信号を受信した後でなければ、電波を発射してはならない。
- 五 使用する周波数帯における空中線電力は、次の値をそれぞれ満たすこと。
 - イ 任意の1MHzの帯域幅における平均電力 (一) 四一・三デシベ

ル（一ミリワットを〇デシベルとする。ロにおいて同じ。）以下の値

ロ 任意の五〇MHzの帯域幅における尖頭電力 〇デシベル以下の値

六 送信空中線は、その絶対利得が〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信空中線に前号に規定する空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

七 最大輻射電力より一〇デシベル低い輻射電力における上限及び下限の周波数帯幅は、四五〇MHz以上であること。

八 送信速度は、毎秒五〇メガビット以上であること。ただし、雑音又は他の無線局からの干渉を回避する場合を除く。

九 三・四GHz以上四・八GHz未満の周波数の電波を使用する無線設備は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する干渉を軽減する機能を有するものであること。

2 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するものは、前項第二号、第五号及び第七号に規定する条件に適合するほか、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下でなければならない。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信空中線に前項第五号に規定する空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を二〇デシベルまで送信空中線の利得で補うことができる。

別表第一号（第5条関係）（略）

別表第二号（第6条関係）

第1～48（略）

第49 超広帯域無線システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

ル（一ミリワットを〇デシベルとする。ロにおいて同じ。）以下の値

ロ 任意の五〇MHzの帯域幅における尖頭電力 〇デシベル以下の値

六 送信空中線は、その絶対利得が〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信空中線に前号に規定する空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

七 最大輻射電力より一〇デシベル低い輻射電力における上限及び下限の周波数帯幅は、四五〇MHz以上であること。

八 送信速度は、毎秒五〇メガビット以上であること。ただし、雑音又は他の無線局からの干渉を回避する場合を除く。

九 三・四GHz以上四・八GHz未満の周波数の電波を使用する無線設備は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する干渉を軽減する機能を有するものであること。

別表第一号（第5条関係）（略）

別表第二号（第6条関係）

第1～48（略）

第49 超広帯域無線システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 1 3.4GHz 以上4.8GHz 未満の周波数の電波を使用するもの
 - 1. 4GHz
- 2 7.25GHz 以上10.25GHz 未満の周波数の電波を使用するもの
 - 3GHz
- 3 24.25GHz 以上29GHz 未満の周波数の電波を使用するもの
 - 4. 75GHz

第50～54 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～41 (略)

42 超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 3.4GHz 以上4.8GHz 未満又は7.25GHz 以上10.25GHz 未満の周波数の電波を使用するもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値 (1mWを0dBとする。以下42において同じ。)	
	任意の1MHzの帯域幅における平均電力	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力
1,600MHz未満	-90dB以下の値	-84dB以下の値
1,600MHz以上2,700MHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
2,700MHz以上10.6GHz未満	-70dB以下の値	-64dB以下の値
10.6GHz以上10.7GHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
10.7GHz以上11.7GHz未満	-70dB以下の値	-64dB以下の値

- 1 3.4GHz 以上4.8GHz 未満の周波数の電波を使用するもの
 - 1. 4GHz
- 2 7.25GHz 以上10.25GHz 未満の周波数の電波を使用するもの
 - 3GHz

第50～54 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～41 (略)

42 超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値 (1ミリワットを0デシベルとする。)	
	任意の1MHzの帯域幅における平均電力	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力
1,600MHz未満	-90デシベル以下の値	-84デシベル以下の値
1,600MHz以上2,700MHz未満	-85デシベル以下の値	-79デシベル以下の値
2,700MHz以上10.6GHz未満	-70デシベル以下の値	-64デシベル以下の値
10.6GHz以上10.7GHz未満	-85デシベル以下の値	-79デシベル以下の値
10.7GHz以上11.7GHz未満	-70デシベル以下の値	-64デシベル以下の値

<u>満</u>		
<u>11.7GHz以上12.75GHz</u> 未満	<u>-85dB以下の値</u>	<u>-79dB以下の値</u>
<u>12.75GHz以上</u>	<u>-70dB以下の値</u>	<u>-64dB以下の値</u>

(2) 24.25GHz 以上 29GHz 未満の周波数の電波を使用するもの

<u>周 波 数 帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>36.625GHz未満</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が-54dB以下の値</u>
<u>36.625GHz以上</u>	<u>任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が-44dB以下の値</u>

注 48.1GHz 以上 48.5GHz 以下及び 52GHz 以上 52.5GHz 以下の周波数帯において、任意の5波については、1MHzの帯域幅における尖頭電力が-26dB以下の値であること。

42～48 (略)

<u>10.7GHz以上11.7GHz未</u> <u>満</u>	<u>-70デシベル以下</u> <u>の値</u>	<u>-64デシベル以下</u> <u>の値</u>
<u>11.7GHz以上12.75GHz</u> 未満	<u>-85デシベル以下</u> <u>の値</u>	<u>-79デシベル以下</u> <u>の値</u>
<u>12.75GHz以上</u>	<u>-70デシベル以下</u> <u>の値</u>	<u>-64デシベル以下</u> <u>の値</u>

42～48 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の日から平成二十八年十二月三十一日までの間、施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則（以下、「新規則」という。）第九条の四第八号、第二十四条第十七項及び第四十九条の二十七第二項中「二四・二五」とあるのは「二二」と、新規則別表第二号第49及び別表第三号42中「24.25」とあるのは「22」とする。
- 3 前項に規定する無線設備であつて、二二・二二 GHz以上二二・五 GHz未満又は二三・六 GHz以上二四 GHz未満の周波数の電波を使用するものは、新規則の規定によるほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。
- 4 第二項に規定する無線設備であつて、二四・〇五 GHz以上二四・二五 GHz未満の周波数の電波を使用するものに対する新規則の規定の適用については、新規則第四十九条の二十七第二項中「第五号及び第七号」とあるのは「及び第五号」とし、同項において準用する同条第一項第五号イの規定については、次のとおりとすること。
 - イ 任意の1 MHzの帯域幅における平均電力は、(一) 四一・三デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。以下このイにおいて同じ。）以下の値とする。なお、二四・〇五 GHz以上二四・二五 GHz未満の周波数帯においては、平均電力は(二) 七・三デシベル以下の値とする。
- 5 第二項に規定する無線設備であつて、二二 GHz以上二四・二五 GHz未満の周波数の電波を使用するもののうち、平成二十八年十二月三十一日以前に製造されたものについては、法第三十八条の二第二項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証の効力は、平成二十九年一月一日以降もなお有効とする。

(検討)

- 6 総務大臣は、第二項に規定する無線設備であつて、二二 GHz以上二四・二五 GHz未満の周波数の電波を使用するものの普及の状況を勘案し、同項に定める期限について検討を加え、必要があると認めるときには、所要の措置を講ずるものとする。